

災後をどう理解できるか？

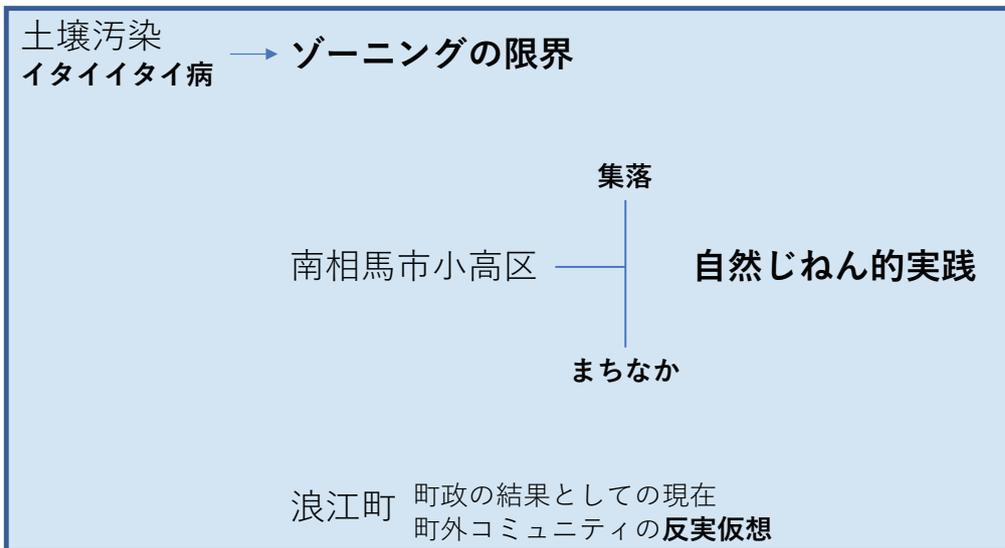
日本建築学会
放射能汚染被害地域
長期対策検討WG
糸長浩司先生主査

2021年3月13日 窪田亜矢
東京大学 地域デザイン研究室
ayakubota0708@gmail.com

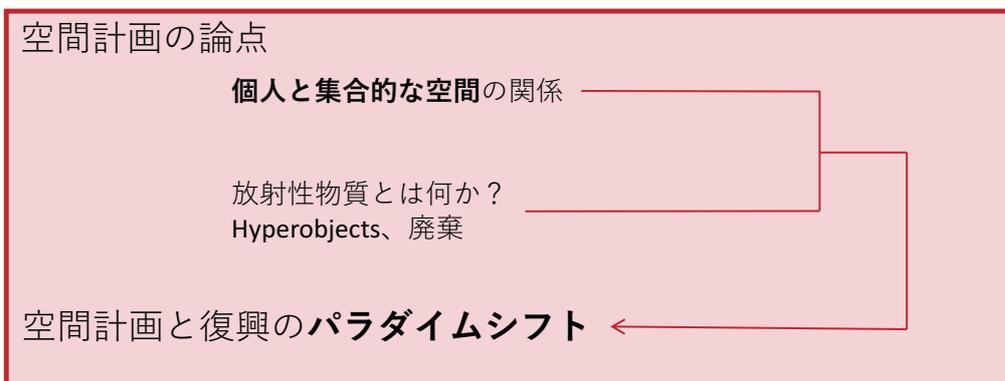
災後という空間

本日の概要

現場



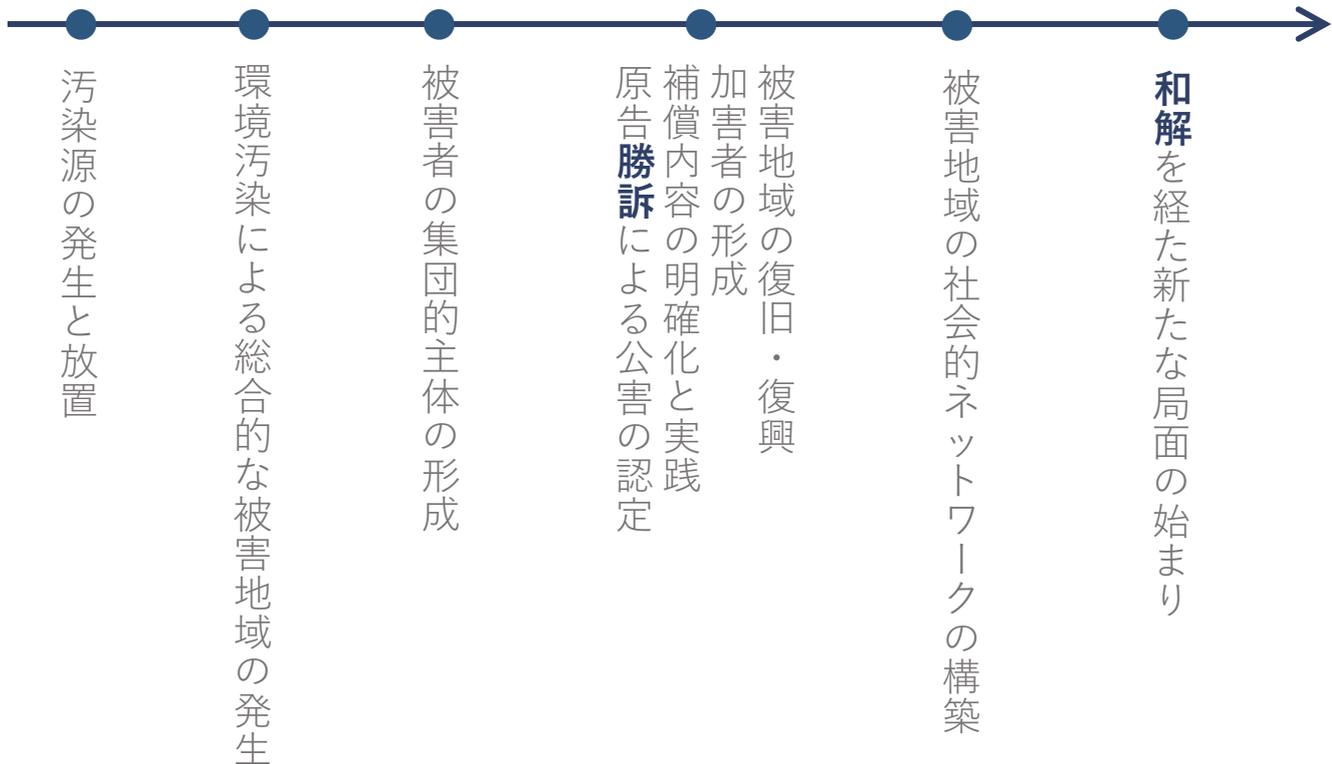
制度 理念



土壌汚染のありうべき対応？ イタイイタイ病＝和解を受け入れた

窪田亜矢 2019 イタイイタイ病被害地域における勝訴と和解に至るプロセスに関する考察 -土壌汚染公害の被害対応は如何にあるべきか、日本建築学会計画系論文集、84(762)

緊張感のある信頼関係



土壌汚染のありうべき対応？ イタイイタイ病＝和解を受け入れた

窪田亜矢 2019 イタイイタイ病被害地域における勝訴と和解に至るプロセスに関する考察 -土壌汚染公害の被害対応は如何にあるべきか、日本建築学会計画系論文集、84(762)

1) 和解の当事者性と時間

勝訴（1971-72）から和解（2013）までの約40年間という年月
被害者と加害者の間の緊張感のある信頼関係を構築するのに必要な時間
被害者の人生の時間における長さ、支援の意味

2) 訴訟と連動させない補償内容の明確化と実現

被害の発生から勝訴までは、約60年間
勝訴の前に、健康被害対応、環境回復と地域復興、再発防止対応は可能か？
（基幹産業の喪失が伴うこともある）
→ 土地のゾーニングと環境のマネジメントを連動する空間計画の模索

3) 被害地域の社会構造

農業地帯におけるカドミウムという明確な土壌汚染に対する集団的主体性
→ 多様な被害への多様な反応、集落や市街地での被害範囲の共有とは？

4) 福島原発被害地域への知見の構築に向けて

未来にわたる健康被害：放射能汚染の結果

環境回復と地域復興：除染と原発産業の変容

再発防止：廃炉の困難、周辺山間地域の土砂流出や火事、全国再稼働
加害者の意識すら無い状況

原発被災地域では？ ゾーニングによる避難・除染・復興

窪田亜矢 2019 原発被災地域におけるゾーニングに関する研究-福島第一原発被災地域の緊急避難・応急避難・長期化避難の三つの期間を対象として、日本建築学会計画系論文集、84(763)

1) 避難の指示と解除

- 緊急避難：情報、渋滞
- 応急避難：被曝、離散
- 長期化避難：不可視化

→ 避難不可能なまま放置

2) 除染の基準設定

- 生命生活=個人の尊厳
- 賠償、公共事業
- 国が決定(濃度と範囲)

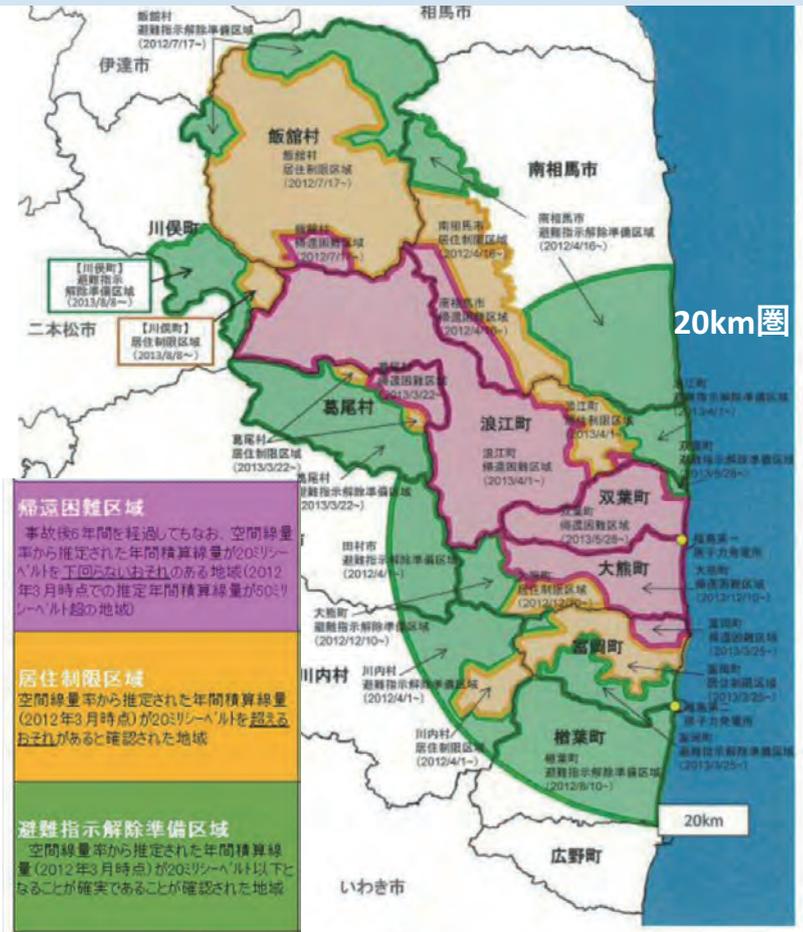
→ 国に任せておいて良いのか？

3) 復興計画の範囲決定

- 箱物
- 未来/エネルギー関連特化
- 被災前とは異なるまちへ

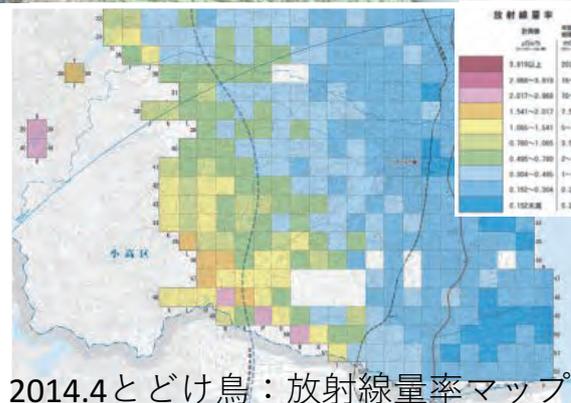
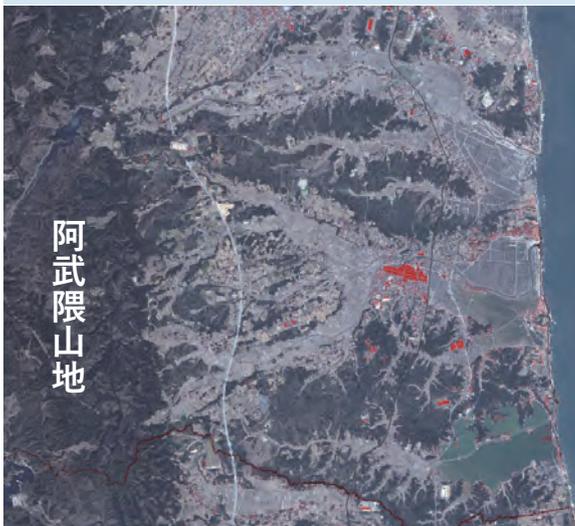
→ 復興計画とは何か？

イタイイタイ病3条件とは遠い



原発被災地域の現場では？ 小高区(南相馬市)の地形と歴史と概要

2010	12,543人
2016/7/12	避難指示解除
2017.4	1,775人
2021.1	4,305 / 7,686人



1889 小高村, 金房村, 福浦村
1954 小高町
2006 南相馬市
(原町市・鹿島町と合併)

2014.4とどけ鳥：放射線量率マップ

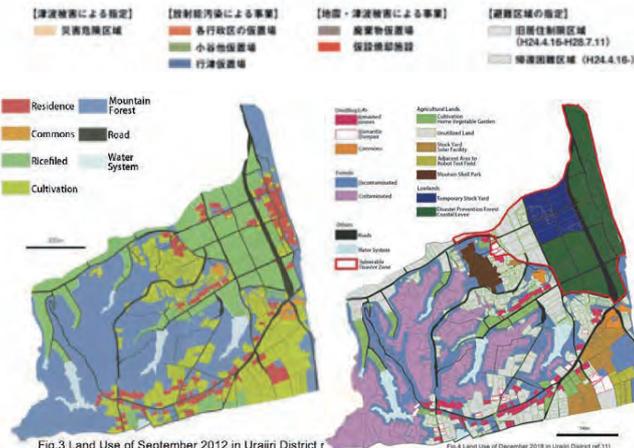
小高復興デザインセンター
2016.7開所式
協働の場

原発被災地域の現場では？ 小高区 集落：土地利用管理の住民自治

窪田/李美沙/萩原/益邑 2020 原発複合被災の土地利用・管理への影響把握と集落単位による対応に関する研究-避難指示解除を経た福島県南相馬市小高区浦尻行政区を対象として、建築学会計画系論文集



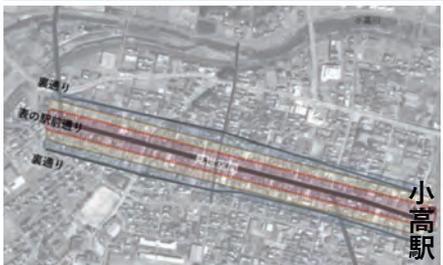
集落 = 39行政区



人は減るけど土地は減らない
→ 行政区全員で問題共有
→ 実態把握 (非帰還者の宅地と畑)
→ 自分たちでやれることはやるという **責任観**

原発被災地域の現場では？ 小高区 まちなか：空地の植物による新たな風景

住民・大学関係者以外の協働メンバー
NPO法人 urban design partners balloon 鈴木亮平氏
ガーデニング講師 はた氏



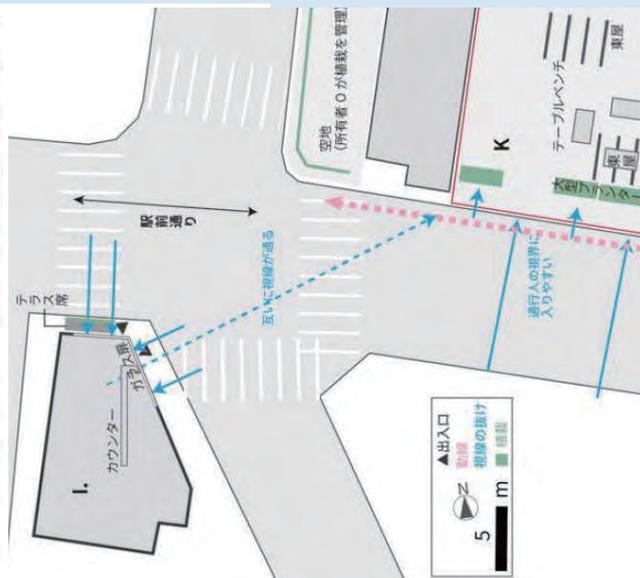
周辺への周知や呼びかけ、菜園のコツ



災害公営住宅地の余地で菜園
非帰還者の土地でガーデニング

原発被災地域の現場では？ 小高区 まちなか：自然的実践の交流という本質

奥澤理恵子/窪田 2020 原発被災を経たまちなかにおける交流空間の果たした役割 -被災から8年の福島県南相馬市小高区を対象に、日本都市計画学会論文集、55-3

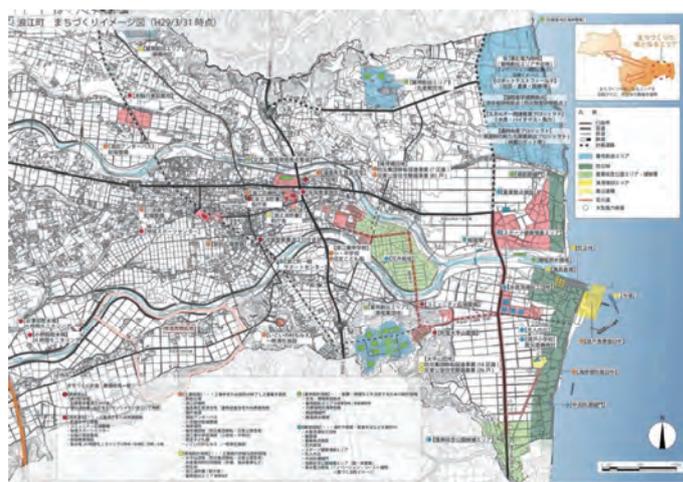


オムスピ カフェ Odaka Micro Stand Bar



原発被災地域の現場では？ 浪江町・町政＝実現した復興計画

2011	21,434 人
2017/3/31	避難指示解除
2017.3	150-200 人
2021.1	1,084 人



2012.4 『どこにいても浪江町民』

2017.2 『「町残し」をしなければならない。震災前は「町おこし」だったが、今は町が存続するのか、なくなるのかという岐路に立っている。

町おこし = Build back better = 復興計画における通常理念
しかし、やっていることは、普通の復興計画事業にみえる

- ・ 国の意向：除染や廃炉やイノベ等、町ではどうしようもない？
- ・ 空間計画の限界：箱物や特定事業施設の整備しかできない？

原発被災地域の現場では？ 浪江町・町外コミュニティ = 実現しなかった計画

窪田亜矢 2020 原発被害のまちの存続とは何か？ -事例研究：浪江町における町外コミュニティの様相、日本建築学会計画系論文集、85(777)



二枚の写真は「民の声新聞」より転載



原田雄一氏

浪江新町通り沿いの原田時計店

安達運動場近くの新たな原田時計店



反実仮想：今とは異なる、もうひとつのあったかもしれない姿 → 達成されなかった計画を救済する

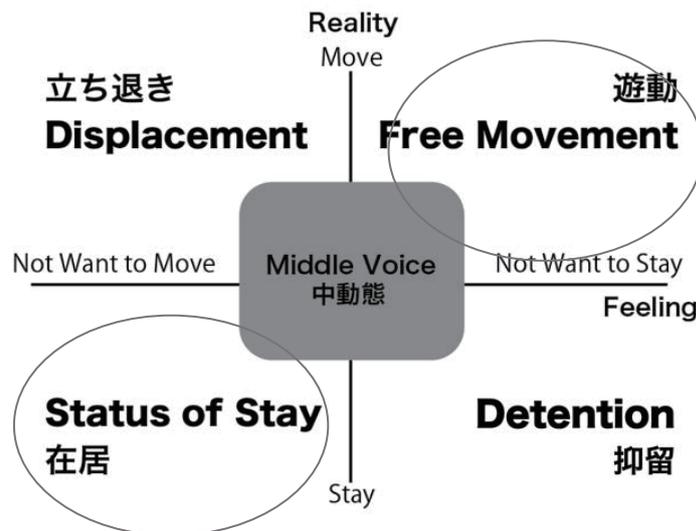
密な人間関係を可能にする町外コミュニティ計画が実現していたとしたら、帰還できていたかどうかは不明。しかし、みんなで集まって帰れた**かもしれない**。

町政も町外コミュニティ計画も「**町残し**」したかった。→ 復興 build back better の再考

空間計画の論点 個人と集合的な空間計画の関係

窪田亜矢 2020 都市計画における移動の自由の制限の再考 - 東日本大震災後の状況を素材として、都市計画論文集、日本都市計画学会、計画論文集 55-3

窪田亜矢 2021 都市空間政策は「在居」をどのように扱っているか？ - 在居に関連する法制度と事業の基礎的研究、日本建築学会計画系論文集、86(779)



個人の空間的自由としての**移動**や**在居**は、空間計画によって制限される。なぜなら・空間は独立できず連担している。

- ・集合的な性格を有する空間計画の目的は「公共の福祉」である。
- ・「公共の福祉」は個人の権利を制限できる。

→ 被災者は、被災による**立ち退き**や**抑留**のみならず、復興計画事業によっても空間的自由を制限されている = 緊急事態

空間計画の論点 あらゆるモノ同士の関係

窪田亜矢 2020 不可能で必要な責務としての空間計画 -原発被災地域の実践にみる示唆、『都市問題』後藤・安田記念東京都市研究所、No.111

放射性物質とは何か？



- ・ 除染できない（居住地域への侵入は防げない：山火事、土砂災害）
 - ・ 管理できない（中間貯蔵施設、最終処分、廃炉、海洋放出などの議論）
- 廃棄できない

時間と空間を超えて存在し続けるモノ

cf. Hyperobjects, 2013
Timothy Morton

- | | |
|------------------------|-------|
| 1- viscosity | 粘性 |
| 2- nonlocality | 非局所性 |
| 3- temporal undulation | 時間的波動 |
| 4- phasing | 位相の遷移 |
| 5- interobjectivity | 間客観性 |



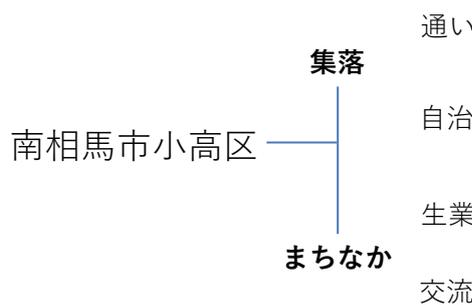
空間計画と復興のパラダイムシフト

災後という空間

論文・論考
現場

土壤汚染
イタイイタイ病 → ゾーニングの限界

窪田亜矢 2019 イタイイタイ病被害地域における勝訴と和解に至るプロセスに関する考察 -土壤汚染公害の被害対応は如何にあるべきか、日本建築学会計画系論文集、84(762)



浪江町 町政の結果としての現在
町外コミュニティの反実仮想

窪田亜矢 2019 原発被災地域におけるゾーニングに関する研究 -福島第一原発被災地域の緊急避難・応急避難・長期化避難の三つの期間を対象として、日本建築学会計画系論文集、84(763)

秋原/太田/窪田 2018 原発被災集落における家屋の維持・再建に関する研究 -福島県南相馬市小高区上浦行政区におけるケーススタディ、日本建築学会計画系論文集、751

窪田/李/秋原/益邑 2020 原発複合被災の土地利用・管理への影響把握と集落単位による対応に関する研究-避難指示解除を経た福島県南相馬市小高区浦尻行政区を対象として、建築学会計画系

李美沙/窪田 2016 原発複合被災地における事業所再開に関する研究 -避難指示解除準備区域に指定された南相馬市小高区の第2次第3次産業を対象として、日本都市計画学会論文集、51-3

奥澤/窪田 2020 原発被災を経たまちなかにおける交流空間の果たした役割 -被災から8年の福島県南相馬市小高区を対象に、日本都市計画学会論文集、55-3

窪田亜矢 2020 原発被害のまちの存続とは何か？-事例研究：浪江町における町外コミュニティの様相、日本建築学会計画系論文集、85(777)

制度理念

空間計画の論点

個人と集合的な空間の関係

移動の自由
在居

森林と海と空地：人と自然の関係
中間貯蔵、廃炉：Hyper-object, 廃棄

空間計画と復興のパラダイムシフト
あり得たかもしれない災後=ポスト災後

空間倫理
復原

窪田亜矢 2020 都市計画における移動の自由の制限の再考 -東日本大震災後の状況を素材として、都市計画論文集、日本都市計画

窪田亜矢 2021 都市空間政策は「在居」をどのように扱っているか？ -在居に関連する法制度と事業の基礎的研究、日本建築学会計画系論文集、86(779)

窪田亜矢 2020 不可能で必要な責務としての空間計画 -原発被災地域の実践にみる示唆、『都市問題』後藤・安田記念東京都市研究所、11月号、42-48

窪田亜矢 2021 空間計画のパラダイムシフトとしての空間倫理、『都市問題』後藤・安田記念東京都市研究所、3月号、64-72

窪田亜矢 2021 復興のパラダイムシフトとしての復原、『復興』25号、Vol.9 No.2 日本災害復興学会、3月号、11-19